

論点メモへのご回答 (社会保険)

平成 30 年 2 月 21 日
厚生労働省

論点に対する回答

重点分野	社会保険に関する手続																												
省 庁 名	厚生労働省																												
論 点	<p>1 電子申請率の目標設定について（前回論点 1 関係）</p> <p>前回論点 1 で指摘した「被保険者賞与支払届（厚生年金保険）」「被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険）」「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）」に関し、電子的申請及び電子申請の 2019 年度末の目標につき、今回は「基本計画改定時に設定」との説明をいただいているが、以下の様式にて記載いただきたい。現時点で回答できない場合、検討状況につき説明いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">被保険者賞与支払届（厚生年金保険）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">申請方法</th> <th style="width: 20%;">現状</th> <th style="width: 20%;">取組期間目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む</td> <td style="text-align: center;">約 23%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> <tr> <td>電子申請 ※オンライン申請のみ</td> <td style="text-align: center;">約 12%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">被保険者報酬月額算定届（厚生年金保険）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">申請方法</th> <th style="width: 20%;">現状</th> <th style="width: 20%;">取組期間目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む</td> <td style="text-align: center;">約 23%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> <tr> <td>電子申請 ※オンライン申請のみ</td> <td style="text-align: center;">約 12%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">申請方法</th> <th style="width: 20%;">現状</th> <th style="width: 20%;">取組期間目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む</td> <td style="text-align: center;">約 23%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> <tr> <td>電子申請 ※オンライン申請のみ</td> <td style="text-align: center;">約 12%</td> <td style="text-align: center;">●%</td> </tr> </tbody> </table>		申請方法	現状	取組期間目標	電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%	電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%	申請方法	現状	取組期間目標	電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%	電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%	申請方法	現状	取組期間目標	電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%	電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%
申請方法	現状	取組期間目標																											
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%																											
電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%																											
申請方法	現状	取組期間目標																											
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%																											
電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%																											
申請方法	現状	取組期間目標																											
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約 23%	●%																											
電子申請 ※オンライン申請のみ	約 12%	●%																											
【回 答】	<p>① 電子的申請の義務化について、現在、関係団体と要件や実施時期について協議を継続しているところであり、基本計画改定までには一定の結論を得たいと考えている。</p> <p>現時点での要件案としては、法人税の取扱い（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人について、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用。）も参考としつつ、検討している。</p>																												

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>2 API連携について（前回論点2関係）</p> <p>手続のオンライン化の推進のためには、API連携を通じたソフトウェア開発会社との連携が重要と考える。社会保険関係の電子申請の窓口（e-Gov）を運営する総務省と連携し、ソフトウェア開発会社の意見を聞きつつ、社会保険制度の制度面・運用面の見直しなどを通じた利便性の向上に努める考えはあるか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① ソフトウェア開発会社からの意見を伺う機会については、APIソフトを開発している企業各社で構成されている「社会保険システム連絡協議会」（平成30年2月現在、企業36社が参加。以下「社シス協」という。）との間において、e-Govを運営する総務省も交えた意見交換の場を設けている。こうした協議の場については、年6回以上の頻度で実施することとしている。</p> <p>② 社シス協との協議をはじめとする各種の契機において把握したソフトウェア開発会社からのご要望について、社会保険制度の見直しにかかる具体的な課題が寄せられれば、解決のための方策について必要な検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、例えば厚生年金保険関係については、平成29年10月に、平成30年3月からの届出様式の変更に伴う、システム仕様の変更点等についての説明会を個別に実施しており、本説明会での意見を踏まえ、平成30年3月からの実施体制の構築に活かしている。</p> <p>引き続き、社シス協等を通じて、ソフトウェア開発会社と意見交換し、制度運用に活かしてまいりたい。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>3 コールセンター/インターネット対面会話システムについて(前回論点3関係)</p> <p>インターネット対面会話システムに関し、セキュリティに配慮した上で導入を検討する余地はないのか。電話での照会は可能であるとのことだが、インターネット対面会話システムでの照会に関しては、電話での照会に比べ、セキュリティ確保がどれほど困難となるのか。(例えば、音声に加え画像を使った確認方法につき検討している例もある。)</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/dai6/siryou2.pdf</p>

【回 答】

- ① セキュリティ面については、日本年金機構のコールセンターで電話照会対応を行っている内容であれば、インターネット対面会話でも対応が可能であると考えられる。

このインターネット対面会話については、お客様側に特別な負担なく、自前のパソコン等で利用可能なサービスとすることが想定されるが、そのような前提であっても、電話照会と比べ、お客様に一定のパソコンの操作を求めることになることや、実施側（日本年金機構）においても、システム構築や体制整備等を行う必要があることから、これに見合うニーズがあるのか検討する必要がある。

このため、現在のコールセンターで対応が難しく対面会話が必要と思われる質問がどの程度あるのか把握するとともに、年金事務所の窓口等において、ニーズ調査を行い、その結果を踏まえて、今後のサービス対応のあり方を検討する。

重点分野	社会保険に関する手続													
省庁名	厚生労働省													
論点	<p>4 マイナンバー連携による手続の廃止（前回論点4関係）</p> <p>マイナンバー制度等を活用し、住所変更手続を省略する工程が「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で以下のように取りまとめられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取組主体</th> <th>取組事項</th> <th>取組時期</th> <th>取組の効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①-a 住所変更手続の省略等</td> <td>厚労省</td> <td>厚労省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。 日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。 日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。</td> <td>平成29年度</td> <td rowspan="2">事業所からの届出が不要となる(氏名変更届:約37万件、住所変更届:約128万件)。</td> </tr> <tr> <td>厚労省</td> <td>日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。</td> <td>平成31年度までのなるべく早い時期</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回回答で、今後整理すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 健保組合の業務において直近の住所情報を把握するのに最も適したタイミングはいつがよいか ii 直近の住所情報を必要とする健保組合の業務の確認 iii 費用対効果を高めるため地方公共団体情報機構（J-LIS）との価格交渉に必要な情報収集、交渉期間の確認（注） iv 住所情報を取得するにあたり、健保組合のシステム環境への影響調査及びシステム改修機関の把握 <p>といった課題が挙げられ、今年度中に調査・分析を実施することとされていたが、それぞれ、調査・分析の結果如何。</p> <p>（注）前々回審議では、J-LISへの住所変更照会に1人・1回当たり原則として10円がかかり、費用との兼ね合いでどの程度の頻度でJ-LISに照会するかが課題となるが、10円というコストについては調整の余地があるとの説明があった。</p>		取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果	①-a 住所変更手続の省略等	厚労省	厚労省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。 日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。 日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。	平成29年度	事業所からの届出が不要となる(氏名変更届:約37万件、住所変更届:約128万件)。	厚労省	日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。	平成31年度までのなるべく早い時期
	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果										
①-a 住所変更手続の省略等	厚労省	厚労省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。 日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。 日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。	平成29年度	事業所からの届出が不要となる(氏名変更届:約37万件、住所変更届:約128万件)。										
	厚労省	日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。	平成31年度までのなるべく早い時期											

【回 答】

- ① 健保組合から定期的に住所情報を用いて従業員に発送する業務については、特定健診・特定保健指導受診勧奨案内の送付、医療費通知等が確認され、調査に応じた健保組合のうち、74%の健保組合において住所情報を用いていることが把握された。

また、健保組合によっては、確実に従業員に届ける観点から、これらの送付を被保険者宛ではなく、事業所へ送付し、事業所の担当者より配布して頂く場合があることも確認されたところ。

送付の時期及び送付回数については、各健保組合の判断や従業員のニーズ等が様々であるため、一定ではないものの、常に最新の住所情報が必要であるということでもなかった。
- ② 住所変更省略の際の健保組合のシステムへの影響や改修については、システムベンダーより、改修規模は小さく、影響も少ないとの回答を得ているが、一方で、直近の住所情報を把握するのに最も適したタイミングを定め、その際に約1,400の組合が集中して照会を行うと、健保組合とマイナポータルや住基ネットをつなぐ「医療保険者等向け中間サーバー」への負荷については、十分な検証が必要との認識が示されているところである。
- ③ また、調査後に一部の健保組合から、地方公共団体情報機構（J-LIS）への照会では費用が生じることから、「被保険者の同意の下、会社に届け出た住所異動の情報を活用（写しを転送する等）したい」、「事業主からではなく本人から直接に申出頂く」といった意見が寄せられ、これらの健保組合の取組を踏まえれば、J-LISに依らずに住所変更届出の省略が可能であることを認識したところ。
- ④ 健保組合は事業所との連携において、他の保険者のそれと比較して、連携に強みがあることから、この強みを十分に活かす手法を複数提案するとともに、これにJ-LISに照会する手法も含め、選択の幅を広げることで住所変更届の省略を実現していくこととしている。

重点分野	社会保険に関する手続
------	------------

省庁名	厚生労働省
-----	-------

論点

5 従業員の押印・署名の省略（前回論点5関係）

従業員の押印・署名の省略に関し、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」にて、以下のように取りまとめられた。

①社会保険分野に関し、従業員の押印署名が求められている手続は、前回回答では「厚生年金保険関係のものが計12種類、健康保険関係のものが計7種類、雇用保険関係のものが計4種類あることが判明している」とされている。具体的な手続名及びそれぞれの年間手続件数につき、すべてお示し願いたい。

②現時点で、省略の可否につき、結論が出ているのであれば、お示しいただきたい。

③前々回回答によれば、従業員の押印・署名を要する手続に関し、例えば以下のようなコスト計測結果が出されている。これらの手続は、従業員の押印・署名を廃止することにより、事業者のコストはゼロになると理解してよいか。或いは、どの程度の削減効果が見込まれるか。

厚生年金保険関係

手続名	作業時間（紙）	手続名（CD/DVD）	電子申請
被保険者氏名変更（訂正）届	（窓口）107	（窓口）82	2
	（郵送）26	（郵送）7	
被保険者住所変更届	（窓口）106	（窓口）82	2
	（郵送）24	（郵送）7	

雇用保険関係

手続名	作業時間（紙）	手続名（CD/DVD）	電子申請
高年齢継続給付申請	115		5

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
③ 社会手 続にお ける 従業 員等 の省 略	厚労省	従業員の押印・署名の省略の可否を検討すべき手続を洗い出し。省略可能な手続についてのスケジュールを、年度末までに、行政手続簡素化に向けた基本計画に明記。	平成29年度	<p><厚生年金の例> 【被保険者氏名変更（訂正）届、被保険者住所変更届】 押印・署名を求めている届書（氏名変更届：約37万件、住所変更届：約128万件）の省略により、事業所の手続が不要となる。 【育児休業等終了時報額月額変更届など（計10種類）】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p><健康保険の例> 【育児休業等終了時報額月額変更届など（計7種類）】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p><雇用保険の例> 【高年齢雇用継続給付支給申請】 2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。 【育児休業給付支給申請】 延長時を除く2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。</p>
	厚労省	厚生年金保険・健康保険については、「押印・署名の原則廃止」に向けた検討結果を踏まえ、可能なものから順次省略を実施していく。雇用保険についても、検討結果を踏まえ、可能なものから順次省略を実施していく。	平成30年度	

【回 答】

＜厚生年金保険について＞

- ① 厚生年金保険関係の手続きのうち、事業主を経由するもので、従業員の署名、押印を求めている手続きは、以下の9手続きである。(いずれも平成28年度の届出件数)

	手続名	手続件数計
1	被保険者氏名変更(訂正)届	366,103
2	被保険者住所変更届	1,282,234
3	被保険者生年月日訂正届	2,194
4	・被扶養者(異動)届 ・第3号被保険者関係届	2,645,920
5	年金手帳再交付申請書	224,860
6	養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の申出を行う場合)	71,695
7	養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例を終了する場合)	182
8	・産前産後終了時報酬月額変更届 ・70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	786 (776+10)
9	・育児休業等終了時報酬月額変更届 ・70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	58,494 (58,461+33)

※事業主が提出する、従業員の押印・署名が必要な届出(厚生年金保険)については、前回のヒアリング時において12手続としていたが、上記8及び9については、平成30年3月以降、同種の手続として統合すること、「資格取得・資格喪失等確認請求届」については、事業主を経由する必要のない手続であるにも関わらず、対象届出として含めていたことから、上記の9手続に再整理した。

- ② これらの手続きのうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性がある「産前産後終了時報酬月額変更届(70歳以上被用者用を含む)」、「育児休業等終了時報酬月額変更届(70歳以上被用者用を含む)」を除き、その他7届出については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人署名・押印を省略することとしたい(平成30年度のなるべく早い時期に実施予定)。

なお、上記1～3の届出については、併せてマイナンバーを活用した届出の省略を行う(平成31年度までのなるべく早い時期に実施)。

- ③ 論点に記載されている、被保険者氏名変更(訂正)届及び被保険者住所変更届については、上記②のとおり、マイナンバーを活用した届出の省略を行う予定としており、事業者のコストは、マイナンバーと紐付いたもの

については原則ゼロとなる。

<健康保険について>

- ① 健康保険関係の手続は以下のとおりである。

(平成 27 年度)

手続名	手続件数計
育児休業等終了時報酬月額変更届	48,196
産前産後休業終了時報酬月額変更届書	2,660
被扶養者異動届	2,569,377
介護保険適用除外等該当・非該当届	57,394
健康保険被保険者証滅失・棄損再交付申請書	187,988
健康保険被保険者証再交付申請書(健康保険)	652,939
健康保険被保険者証再交付申請書(船員保険)	1,218

- ② これら手続のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性がある「育児休業等終了時報酬月額変更届」及び「産前産後休業終了時報酬月額変更届書」を除き、その他5届については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載する等、従業員からの申請である旨を確認できるようにすることで、申出者署名欄の本人署名・押印を省略することとしたい(平成 30 年度のなるべく早い時期に実施予定)。
- ③ 押印・署名の省略については、電子申請の阻害要因となっていることを踏まえて講ずる措置であり、上記手続については、事業主において経由、確認するものであり押印・署名の省略が直ちに事業主のコスト(作業時間)削減に寄与するとは考えていない。

<雇用保険について>

- ① 雇用保険関係の手続は以下のとおりである。

手続名	手続件数計
1 離職証明書の届出	4,546,764
2 高年齢継続給付金支給申請	4,442,559
3 育児休業給付金支給申請	1,985,968
4 介護休業給付金支給申請	20,834

- ② 1の手続については、事業主と従業員の利益が相反する可能性があるこ

とから、従業員の署名（押印）を省略することは困難である。

2～4の手続については、事業主が支給申請者本人の申請の意思を確認したことが明らかとなる書類を保管する場合には、申請者の意思を確認した旨申請書に表示すれば足りるものとする（本人の押印署名の省略を可能とする）。本年度末の省令改正に向け、パブリックコメント募集等の準備を進めている。

- ③ 押印・署名の省略については、電子申請の阻害要因となっていることを踏まえて講ずる措置である。事業主が確認等して提出する上記2～4の手続について、押印・署名の省略が直ちに事業主のコスト（作業時間）削減に寄与するとは考えていない。

重点分野	社会保険に関する手続																	
省庁名	厚生労働省																	
論点	<p>6 標準報酬月額制度について（前回論点7関係）</p> <p>「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」では、「重複提供を不要とする仕組みの整備等」として以下のように整理され、IT室を中心にロードマップを策定することとされた。前回審議でも従業員の所得にかかる情報の「ワンスオンリー」化につき議論したところであるが、連絡会議の取りまとめに関し、厚生労働省としていかに取り組むのか。前回、前々回の審議も踏まえ、回答いただきたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取組主体</th> <th>取組事項</th> <th>取組時期</th> <th>取組の効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">② 重複提供を不要とする仕組みの整備等</td> <td>IT室</td> <td>重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。</td> <td>平成29年度</td> <td>企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。</td> </tr> <tr> <td>IT室</td> <td>行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。</td> <td>平成30年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果	② 重複提供を不要とする仕組みの整備等	IT室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成29年度	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。	IT室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成30年度	
	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果														
② 重複提供を不要とする仕組みの整備等	IT室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成29年度	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。														
	IT室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成30年度															

【回答】

- ① IT室を中心にロードマップを策定されることとなっており、必要な作業に協力してまいりたい。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>7 ローカルルールについて（前回論点8関係）</p> <p>（1）ローカルルールに関し、前回回答で「調査する」「検討する」とされた事項に関し、調査・検討結果について、それぞれ回答いただきたい。また、運用の統一に関し・周知・徹底する等とした事項に関し、周知・徹底等を行ったのかも回答いただきたい。</p> <p>※いずれも詳細は前回論点及び前回回答を参照。</p> <p>【厚生年金保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額変更届添付書類、算定方法（給与形態の変更）及び厚生年金適用関係届出書（電子媒体）に係るルールの周知・徹底。 ・算定基礎届・月額変更届にかかる取扱い。 <p>【雇用保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険協会からの、事務手続き方法に係る指摘。 ・離職票の取扱いに関する指摘。 ・育児休業給付金申請に関する指摘。 ・添付書類の省略の可否に関する指摘。 <p>【労働保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険関係成立届の提出時に求める書類に関し、統一的に示したのか。 ・休業補償給付請求書の提出において、賃金台帳・出勤簿等を確認する必要がある場合がある旨を明示するとの指示。

【回 答】

<厚生年金保険について>

- ① 月額変更届添付書類、算定方法（給与形態の変更）及び厚生年金適用関係届出書（電子媒体）に係るルールの周知・徹底については、平成30年2月20日に各年金事務所等に周知・徹底の指示を実施したところ。

<指摘の概要と周知・徹底の指示内容について>

（1）月額変更届添付書類について

標準報酬月額を大幅（5等級以下）に引き下げの場合に、事業主に賃金台帳のコピー及び出勤簿のコピーの提出を求めているが、関東地方の事務センターでは、事業主印がないと受理できない事例があった。

統一マニュアルにおいて、「事業主印」を求めているため、その旨を再度、周知・徹底。

（2）算定方法（給与形態の変更）について

標準報酬月額の定時決定の事務取扱について、年金事務所によって、算定方法の取扱いが異なるという事例があった。

日本年金機構本部から年金事務所への指示文書においては、「翌月払いの給与や諸手当が当月払いに変更された場合は、変更前の給与は除外した上で平均を算出（修正平均）し、標準報酬月額を算定する」ことが示されており、その旨を再度、周知・徹底。

（3）厚生年金適用関係届出書（電子媒体）にかかるルールについて

電子媒体届書（CD等）について、ある事務センターから、パスワード設定を依頼される事例があった。

日本年金機構ホームページ等で、「パスワードを設定していなくても、これまでと同様に受付しますが、セキュリティ対策のためパスワードを設定いただきたい」旨を周知しており、再度、周知・徹底。

- ② 算定基礎届及び月額変更届にかかる取扱いについては、今後、全国的な取扱いの統一について検討中であり、省令改正を含め、平成30年度中に結論を得た上で、各事務センターに対して指示を出す予定としている。

<雇用保険について>

- ③ 雇用保険に係る上記指摘に係る調査の結果は以下のとおり。指摘内容に係る事実が確認できなかったものも含め、必要な添付書類を不要とすることなく、また不要な書類を求めることのないよう、運用を整理の上、年度内に改めて通知を発出し、更なる運用の統一化を図る。

・ 生命保険協会からの、事務手続き方法に係る指摘。

1 点目（育児休業開始時の届出関係）については、これを一律求めているハローワークの存在は確認できなかった。

2 点目（離職証明書の賃金記載場所等関係）については、賃金に係る留意事項を記載する欄に関する指示が統一されていなかった。

・ 離職票の取扱いに関する指摘。

1 点目（翌月支給の超勤代の起票月関係）については、正当でない取扱いを行っている所があった。

2 点目（翌月給与未計算の場合の記入方法関係）についても、異なる取扱いをしている所があった。

3 点目（自己都合退職時の退職届の添付関係）については、離職理由を判断する客観的資料として退職届を添付させているケースが多かった。

・ 育児休業給付金申請に関する指摘。

「育児休業給付金支給申請書における育児休業の証明書様式関係」については、事業主に作成義務のある賃金台帳を休業中に作成していない場合等に、賃金の支払いがないこと等を確認するための様式をそれぞれのハローワークで定めていた。

・ 添付書類の省略の可否に関する指摘。

「e-Gov で届出する場合の必要な添付書類関係」については、一部に、省略が可能な書類を一律に添付させている所、省略が不可能な書類を一律に添付省略している所があった。

<労働保険について>

（労働保険関係成立届について）

労働保険関係成立届の提出時に求める提示書類の統一については、平成30年2月13日付け都道府県労働局あて発出通達に基づき、業種に疑義が生じた場合、事業のパンフレット又は作業内容が把握できる写真の提示を求

めることなどを指示した。

(休業補償給付請求書について)

請求書審査において賃金台帳・出勤簿等を確認する必要がある場合について、今年度中に、都道府県労働局に指示する。

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>7 ローカルルールについて（前回論点8関係）</p> <p>（2）上記（1）で示したように、社会保険手続に関してはローカルルールの指摘が多々ある。関係行政機関と連携し、より積極的に実情把握に努めることによりローカルルールがなくなるよう、厚生労働省として努めるべきではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① ローカルルールが生じることのないよう、地方支分部局や関係機関からのヒアリング等を通じ、引き続き実情把握に努めてまいりたい。</p> <p><厚生年金保険について></p> <p>厚生年金保険におけるローカルルールについては、（1）のとおり、既に日本年金機構本部より各年金事務所等に周知・徹底を指示しているところであるが、今後もローカルルールが生じることのないよう、ルールを徹底してまいりたい。</p> <p><雇用保険について></p> <p>雇用保険におけるローカルルールについては、都道府県労働局及びハローワーク職員に指示等してきたところであるが、今後もローカルルールが生じることのないよう、都道府県労働局及びハローワークと連携の上、統一化を徹底してまいりたい。</p> <p><労働保険について></p> <p>労働保険におけるローカルルールについては、都道府県労働局及び労働基準監督署職員に指示等してきたところであるが、今後もローカルルールが生じることのないよう、都道府県労働局及び労働基準監督署と連携の上、統一化を徹底してまいりたい。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>8 シェアード会社（前回論点9関係）</p> <p>近年、大企業を中心に、人事・給与業務につき、グループ会社による「シェアード化」が普及している。シェアード会社に関し、社会保険労務士法との関係などを中心に、前回・前々回と審議を行ったところである。労働社会保険関係法令における事業主の責務を踏まえ、シェアード会社の業務につき、社会保険労務士法第2条第1項第1号（申請書等の作成）や第27条（業務の制限）を踏まえ、以下のように理解して問題ないか、確認を求めらる。</p> <p>①書類の作成主体は事業主であるが、シェアード会社は、グループ事業会社の支援業務を行うことができる。</p> <p>②支援業務の具体的な範囲は、社会保険労務士が補助者に行わせているような、提出する書類の作成に先だって行われる作業（※1）、使用者としての行為（※2）等の業務を指す。また、提出書類には、便宜上、使用者としてシェアード会社の担当者の氏名・電話番号等を付記することを妨げない。</p> <p>（※1）事業会社から入手した給与に関する情報の給与計算システムへの入力、事業会社が作成した給与計算プログラミングの運用、給与計算システムから打ち出された書類の形式的チェックなど。</p> <p>（※2）社会保険関係窓口等への書類の届出、電子的に行われる書類の送信、補正指示の連絡の取次（電子メール等による受信を含む。）など。</p>
【回答】	<p>① ご主旨のとおり。</p>